

2026年2月6日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 さ い か 屋
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山野井 輝夫
(コード番号 8254 東証スタンダード市場)
問 合 わせ 先 常 務 取 締 役 中野 宏治
(TEL. 046-822-8040)

**第三者割当による新株式及び第1回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行
に関するお知らせ**

当社は、2026年2月6日（以下「発行決議日」といいます。）付の取締役会において、当社の親会社である株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンス（以下「AFC-HD アムスライフサイエンス」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行、EVO FUND（ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「EVO FUND」といい、AFC-HD アムスライフサイエンスとあわせて個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行、並びに本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）及び総数引受契約を EVO FUNDとの間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本新株式の発行及び本新株予約権の発行を総称して「本第三者割当」といい、本新株式及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。なお、本第三者割当については、以下に記載の当社の業況拡大策を積極的に推し進めるための投資資金としてだけでなく、以下に詳述するとおり、東京証券取引所スタンダード市場（以下「スタンダード市場」といいます。）への上場を維持することも企図しております。当社は、2025年11月17日開示の「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況（改善期間入り）」でお知らせしたとおり、スタンダード市場の上場維持基準のうち、流通株式時価総額に係る基準に適合しておらず、2026年8月31日までの改善期間中に当該上場基準への適合が確認されなかつた場合、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）より監理銘柄（確認中）に指定されることとなります。その後、当社が提出する2026年8月31日時点の分布状況に基づく取引所の審査の結果、同基準に適合していないと確認された場合、当社株式は、整理銘柄に指定され、2027年3月1日に上場廃止となります。このような事態を回避すべく、当社は企業価値の向上に努めており、その一環として、2025年12月24日開示（同月25日付で誤記を訂正しております。）の「臨時株主総会招集の基準日設定、臨時株主総会の開催、資本金・資本準備金の額の減少、その他資本剰余金の処分、繰越利益剰余金への振替、配当実施予定のお知らせ」でお知らせしたとおり、資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替え、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替えることにより、2025年8月末の利益剰余金マイナス約32億円から、配当を実施可能な財務状態（2026年8月期末に5円の配当を実施予定です。）に転換することを目指しております。本第三者割当に関しては、2026年2月25日から2026年8月24日までの本新株予約権の権利行使期間内に、EVO FUNDが本新株予約権の全てを行使することで、その対象となる当社普通株式（986,000株）分の流通株式数を増加させることにより、改善期間中にスタンダード市場の上場維持基準（流通株式時価総額）に適合することを見込んでおり、同市場への上場を維持することも企図しております。

1. 募集の概要

<本新株式発行の概要>

(1) 払込期日	2026年2月24日
(2) 発行新株式数	1,000,000株

(3) 発行価額	1株につき 420 円
(4) 調達資金の額	420,000,000 円
(5) 資本組入額	1株につき 420 円
(6) 資本組入額の総額	420,000,000 円
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により AFC-HD アムスライフサイエンスに 1,000,000 株を割り当てます。
(8) その他の	本項各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2026 年 2 月 24 日
(2) 発行新株予約権数	9,860 個 (新株予約権 1 個につき普通株式 100 株)
(3) 発行価額	総額 9,860 円 (新株予約権 1 個当たり 1 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	986,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 210 円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は 986,000 株あります。
(5) 調達資金の額	414,129,860 円 (注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は 420 円とします。 本新株予約権の行使価額は、割当日の 1 取引日取引所において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。) 後に初回の修正がされ、以後 1 取引日が経過する毎に修正されます。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正では、行使価額は、2026 年 2 月 6 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100% に相当する金額 (但し、当該金額が、上記「(4) 当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。) に修正されます。第 2 回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値 (終値が存在しない場合、その直前取引日の終値) の 100% に相当する金額 (但し、当該金額が、上記「(4) 当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。) に修正されます。また、修正日の直前取引日において本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日 (当日を含みます。) から当該株主確定日等 (当日を含みます。) までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間 (以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。) 及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の 2 取引日後 (当日を含みます。) の日とし、当該日以降、1 取引日が経過する毎に、本新株予約権の発行要項第 10 項第(1) 号に準じて行使価額は修正されます。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 権利行使期間	2026 年 2 月 25 日から 2026 年 8 月 25 日までとします。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

※本新株予約権（コミット・イシュー）の特徴

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数（986,000株）をあらかじめ定め、原則として、全部コミット期間（下記に定義します。）内に、当該本新株予約権の全てを行使することがEVO FUNDによりコミット（全部コミット（下記に定義します。））されている設計です。

なお、「全部コミット期間」とは、原則として、払込期日の翌取引日から2026年7月24日までの期間をいいます。

全部コミットが本新株予約権の特徴であり、その概要は下記のとおりとなります。

		第1回新株予約権
発 行 数	9,860 個	
発 行 価 額 の 総 額	9,860 円	
行 使 価 額 の 総 額	414,120,000 円（注）	
行 使 想 定 期 間	原則払込期日の翌取引日である 2026 年 2 月 25 日から 2026 年 8 月 25 日まで (コミット期間延長事由（以下「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要 ①行使コミット条項」に定義します。）発生時を除きます。)	
行 使 価 額	初回の修正では、2026 年 2 月 6 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する額第 2 回目以降の修正では、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（終値が存在しない場合、その直前取引日の終値）の 100%に相当する金額	
全 部 コ ミ ツ ト	2026 年 7 月 24 日（当日を含む。）までに本新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット	
下 限 行 使 価 額	210 円（発行決議日直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 50%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた額）	

(注) 上記行使価額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境等により変化する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

前述のとおり、当社は、現在、スタンダード市場の上場維持基準（流通株式時価総額）に適合していない状態にあり、2026年8月31日までの改善期間中に同基準への適合を確認できなかった場合、当社株式は上場廃止となる可能性があります。

当社はこれまで、上場維持基準への適合に向け「常態的な黒字化の実現における企業価値の向上」を目指し、よりお客様の利便性を高めるべく、2023年6月に藤沢店へのヤマダデンキの誘致を皮切りに、2024年3月に横須賀店にヨークフーズ、同年10月に藤沢店にライフをオープンさせ、自社ビルフロアを活用したテナント展開を行ってまいりました。

これらの取り組みにより、神奈川県湘南地区を拠点とする当社は、JR藤沢駅、京急本線横須賀中央駅のそれぞれ駅前に自社店舗ビルを構える創業153年の老舗百貨店として、2023年8月期に9期ぶりの黒字転換を果たした後3期連続の黒字を達成するなど、当初計画から遅れはあるものの、当社の経営環境は改善傾向にあるこ

とから、引き続き上場維持基準の適合に向け「常態的な黒字化の実現における企業価値の向上」を目指すとともに、今後さらに地域のお客様に愛される店舗作りを行っていきたいと考えております。

これらの取り組みは当社収支基盤の安定に一定の効果を得るに至っておりますが、今後さらなる成長を目指すべく、横須賀店に今春、アミューズメント施設「ラウンドワン」をオープンすることを予定しています。当社にとって、三浦半島地域では初めての出店であり、若者から人気の施設を誘致することで「幅広い世代が楽しめるよう、地元百貨店としての役割を果たしていきたい」と考えております。

さらに藤沢店1階にも地域生活に欠かせないドラッグストアの誘致を、また、2024年11月に取得した藤沢店8階のレストラン街にも店舗の核となる飲食店の誘致をそれぞれ計画しております。他方、2015年5月に閉店した川崎店は、現在サテライト店舗として営業を続けておりますが、いまだ地域でのブランド力は残っており、それを活用すべく店舗の拡大を計画しております。

地域のお客様に愛される店舗運営を行っていくことを通じて今後さらに当社の企業価値を高めていくことを考えておりますが、このような施策・計画を着実に遂行するための資金を確保するべく、本資金調達を行うことといたしました。

また、EVO FUNDへの本新株予約権の割当てについて、上記「1. 募集の概要 ※本新株予約権（コミット・イシュー）の特徴」のとおり全部コミットの形式により実施することにより、本新株予約権の行使に伴う資金調達と、当社の流通株式数を増加させることが高い蓋然性をもって見込まれます。当社は、本資金調達により調達した資金を有効に活用することにより、企業価値を向上させ、2026年8月31日までの改善期間中に上場維持基準（流通株式時価総額）を充足することを目指してまいります。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が、AFC-HDアムスライフサイエンスに対し本新株式を、EVO FUNDに対し本新株予約権を、それぞれ割り当て、本新株予約権についてはEVO FUNDによる本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。なお、AFC-HDアムスライフサイエンスは、当社の議決権の37.22%を保有しており、当社の議決権の13.14%を保有している淺山忠彦氏は同社と同一の内容の議決権行使するものと認められます。そのため、当社は、AFC-HDアムスライフサイエンスが当社の親会社に該当すると扱っております。EVO FUNDに対する本新株予約権の発行後も、AFC-HDアムスライフサイエンス及び淺山忠彦氏の議決権比率の合計が過半数を下回ることがないよう、本新株式の割当株式数を決定しております。

当社は、本新株予約権について、EVO FUNDとの間で本買取契約及び総数引受契約を締結いたしますが、同契約に記載される内容を含め、本新株予約権の特徴は以下のとおりです。

① 行使コミット条項

<コミット条項>

EVO FUNDは、原則として、払込期日の翌取引日（当日を含みます。）から2026年7月24日（当日を含みます。）（以下「全部コミット期限」といいます。）までの期間（全部コミット期間）に、EVO FUNDが保有する本新株予約権の全てを行使することを約します（以下「全部コミット」といいます。）。かかる全部コミットが存在することで、当社は本スキームによる資金調達の確実性を高めることができます。

但し、全部コミット期限までにコミット期間延長事由（以下に定義します。）が発生した場合、下記のとおり、全部コミット期間は延長されることとなります。

全部コミット期間中のいずれかの取引日において、①取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の100%以下となった場合、②当社普通株式が取引所により監理銘柄若しくは整理銘柄に指定されている場合、③取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかつた場合（取引所において取引約定が全くない場合）、④当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらないものとします。）、又は⑤上記①乃至④の他、EVO FUNDに起因する場合を除き、何らかの理由で本新株予約権の行使ができない場合（具体的には、株式会社証券保管振替機構や関与する金融機関のシステム障害等が想定されます。以下、上記①乃至⑤の事象を総称して、「コミット期間延長事由」といいます。）には、コミット期間延長事由が1回発生する毎

に、全部コミット期間は1取引日ずつ延長されます（但し、かかる延長は合計20取引日を上限とします。）。

なお、全部コミット期間について、上記の延長は、1取引日につき1回に限られ、同日中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

＜コミット条項の消滅＞

全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が20回を超えて発生した場合には、全部コミットに係るEVO FUNDのコミットは消滅します。

また、本新株予約権の発行要項14項第(1)号に従って本新株予約権の一部を取得する旨を当社取締役会が決議した場合には、かかる取得をEVOLUTION JAPAN 証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役社長：ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）に通知した日（但し、通知が当該日の16時までにEJSに到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。以下同じです。）の翌取引日に全部コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。

なお、全部コミットに係るコミットの消滅後も、EVO FUNDは、その自由な裁量により、残存する本新株予約権について、任意の数（但し、下記「③制限超過行使の禁止」の制限に服します。）の本新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、割当日の1取引日後に初回の修正がなされ、以後1取引日が経過する毎に修正されます。この場合、初回の修正では、行使価額は、2026年2月6日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。このような初回の修正の設計の趣旨は、割当日直後の一時的な株価変動が初回の行使価額に過度に反映されることを避けるとともに、初回修正の基準日をあらかじめ特定することで条件の明確性・予見可能性を確保するためです。これに対し、第2回目以降の修正では、行使価額を直近の市場価格に継続的に連動させ、公平性と市場追随性を確保する観点から、初回の修正とは異なる修正条件を設けております。すなわち、第2回目以降の修正においては、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（終値が存在しない場合、その直前取引日の終値）の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。

行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、基準となる株価から8～10%程度のディスカウントがなされた上で株式の交付が行われることが多いです。これに対し、本新株予約権は、修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に相当する金額で株式の交付がなされるため、基準となる株価からのディスカウントがなく、既存株主の皆様にとっても大きなメリットであると考えております。

本新株予約権の下限行使価額は当初210円（発行決議日前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた額）ですが、本新株予約権の発行要項第11項に定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、EVO FUNDの投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素をEVO FUNDと当社間で議論の上決定したものであります。

③ 制限超過行使の禁止

本買取契約には以下の内容が含まれます。

- 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中にEVO FUNDが本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。
- EVO FUNDは、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。適用除外の詳細については、下記「7. 割

当予定先の選定理由等 (3)割当予定先の保有方針及び行使制限措置 ② EVO FUND イ.」の記載をご参照ください。

- (c) EVO FUNDは、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(2)資金調達方法の選択理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していましたところ、EJSから本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を2025年12月に受けました。同社より提案を受けた本スキームは、本新株式によって早期に必要な資金の調達が一部確約されていることに加え、本新株予約権により手元で必要な資金を高い蓋然性をもって調達できる一方で、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができると考えております。また、当社の当面の資金需要を満たす資金を相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、本スキームの手法及びその条件は、中長期的な経営目標の達成に向けて、財務の柔軟性を確保しながら安定的かつ強固な経営基盤を確立することに重点を置いている当社のニーズに合致していると考えております。また、当社は、下記「(3)本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(4)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2)調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要となる資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。なお、本スキームにより現在及び将来における当社発行済株式数の増加が想定されますが、当該発行済株式数の増加が当社株主に及ぼす影響につきましては、下記「6. 発行条件等の合理性 (2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」の記載をご参照ください。

(3)本スキームの特徴

本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 即座の資金調達

本新株式の発行により、当社は本新株式の払込期日において、当座必要な手元資金の確保が可能となります。

② 資金調達コストの削減

本新株式及び本新株予約権の発行を一度に行うことでの、それぞれ個別に複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、調達に係るコストを削減する事が可能となります。

③ 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、割当日の1取引日後に初回の修正がなされ、以後1取引日が経過する毎に修正が行われます。行使価額の修正が行われる場合、初回の修正では、行使価額は、2026年2月6日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。第2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（終値が存在しない場合、その直前取引日の終値）の100%に相当する金額に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、発行会社の普通株式の普通取引の終値からディスカウントされることが一般的ですが、本新株予約権においては、ディスカウントが行われない設計となっております。ディスカウントがなされない設計により、市場株価から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、本新株予約権は、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にできる限り配慮された設計となっております。また、本新株予約権においては、上記のとおりディスカウントがなされないことから、ディスカウントがある場合よりも行使により調達できる額が大きくなることが期待されます。

- ④ 最大交付株式数の限定
本新株予約権の目的である当社普通株式数は986,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。
- ⑤ 株価上昇時の調達額の増額
本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。
- ⑥ 早期必要資金の確保
本新株予約権に加えて本新株式を発行することにより、当社は払込期日において、即時の資金調達が可能となります。
- ⑦ 株価への影響の軽減
本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることではなく、当社株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。
- ⑧ 本買取契約上の本新株予約権の譲渡制限
本買取契約において、本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前承認がない限り、EVO FUNDから第三者へは譲渡されません。
- ⑨ 短期間における確実性の高い資金調達
本新株予約権（対象となる普通株式数986,000株）は、コミット期間延長事由又はコミット条項の消滅事由が発生しない場合、2026年7月24日までに全部コミットされます。かかるコミットにより、本新株予約権の行使の蓋然性は高く、確実性の高い資金調達が期待できます。
- ⑩ 資本政策の柔軟性の確保
将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めて割当予定先に対し通知することにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能です。取得額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は発生いたしません。

[デメリット]

- ① 当初に満額の資金調達ができないこと
新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- ② 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性又は資金調達がされない可能性
本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日の直前取引日の株価を下回り推移する状況では、当初の行使価額に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価水準によっては本新株予約権の行使がなされない可能性があります。なお、行使価額は下限行使価額を下回ることはできません。
- ③ EVO FUNDが当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性
EVO FUNDの当社普通株式に対する保有方針は純投資目的であることから、EVO FUNDが本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。
- ④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。
- ⑤ 希薄化の発生
本新株式の発行による新規発行株式数1,000,000株（議決権数10,000個）に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数986,000株（議決権数9,860個）を合算した総数は1,986,000株（議決権数19,860個）であり、2025年8月31日時点の当社発行済株式総数（A種優先株式に係る発行済株式総数を

除きます。) 4,970,314株及び議決権数49,359個を分母とする希薄化率は39.96%（議決権ベースの希薄化率は40.24%）に相当します。

そのため、本株式の発行並びに本新株予約権の発行及び行使により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。但し、下記「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本スキームの希薄化は、株価等の当社株式の市場取引へ過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の影響は限定的であると判断しております。

(4)他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性や市況によって調達金額に限界があり、必要額の調達が不透明であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかもその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットが大きいと考えております。加えて、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられます。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② CB

CBは発行時点で必要額全額を確実に調達できるというメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるところ現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると想え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。他方で、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファーリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 借入れ・社債・劣後債による資金調達

借入れ、社債又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

①	払込金額の総額	834, 129, 860 円
	本新株式の払込金額の総額	420, 000, 000 円
	本新株予約権の払込金額の総額	9, 860 円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	414, 120, 000 円
②	発行諸費用の概算額	6, 617, 400 円
③	差引手取概算額	827, 512, 460 円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額の総額に、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額を合算した金額であります。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株式及び本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、第三者委員会費用、EVO FUNDへの調査費用、登録免許税等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株式及び本新株予約権の発行並びに EVO FUND による本新株予約権の行使によって調達する資金の差引手取概算額は、上記のとおり合計 827, 512, 460 円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途及び支出予定期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)			支出予定期
	本新株式	本新株予 約権	合計	
① 新しいテナント誘致に必要な資金調達	320	47	367	2026 年 2 月～2026 年 5 月
② 店舗の核となる飲食店展開に必要な資金調達	—	153	153	2027 年 2 月～2027 年 8 月
③ 川崎地区復活の店舗戦略に必要な資金調達	—	94	94	2027 年 1 月～2027 年 4 月
④ LED 設置（法対応）	100	114	214	2026 年 12 月～2027 年 2 月
合計	420	408	828	—

(注) 1. 本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定期額を下回った場合には、調達資金は上記①、④、②、③の順番で充当する予定です。また、調達額が予定期額を超過した場合には、超過額は上記③に充当する予定です。

2. 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、またEVO FUNDは本買取契約において本新株予約権の割当日の翌取引日以降、原則として 5か月以内に全ての本新株予約権行使することをコミットしていますが（全部コミット）、かかる全部コミットは本新株予約権の割当日の翌取引日以降にコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が20回を超えて発生した場合には消

減するものとされていることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金口座で保管する予定です。

3. 支出予定時期までの期間中に、本新株予約権の行使により十分な資金が調達できなかった場合には、手元資金による資金調達手段により充当する予定です。

① 新しいテナント誘致に必要な資金調達

今春、大型テナント誘致の最後となるラウンドワンのオープンで横須賀店の空き区画は全て埋まることとなり、当社の収益基盤が整うこととなります。その区画整備費用として、調達資金のうち275,500千円を設備資金に充当する予定です。

また、藤沢店1階の空き区画についてドラッグストア誘致に向け交渉を行っており、調達資金のうち53,930千円をその店舗改装資金に充当する予定です。同じく藤沢店8階のレストラン街の1区画に、現在近隣ビル建て替えに伴い移転を予定しているテナントの誘致を予定しており、調達資金のうち37,900千円を改装資金として充当する予定です。

② 店舗の核となる飲食店展開に必要な資金調達

2024年11月1日付開示「固定資産の取得に関するお知らせ」において公表したとおり、当社藤沢店8階のレストラン街の一部を取得いたしましたが、そのうち既存設備スペックの低さからリーシングに難航し、空き区画となっている約40坪において、調達資金のうち26,950千円を使って新店舗（飲食店）を誘致する予定です。

また、横須賀店本館の2階約55坪の区画を、本館の回遊、滞在率向上のために、カフェ等軽飲食店舗のFC運営にて導入する予定であり、これに調達資金のうち91,000千円を、同じく横須賀店南館の赤字店舗のリニューアル資金として、調達資金のうち34,980千円をそれぞれ充当する予定です。

③ 川崎地区復活の店舗戦略に必要な資金調達

2015年5月に閉店した川崎店は現在サテライト店舗として営業を続けておりますが、いまだ地域でのブランド力は残っており、それを活用すべくJR川崎駅前に店舗の拡大を計画、調達資金のうち93,712千円を充当する予定です。

④ LED設置（法対応）

横須賀店においてLED化対応が必要となっており、調達資金のうち213,540千円を充当する予定です。

なお、資金使途又は支出予定時期を変更する可能性は現時点ではありませんが、変更時は速やかに開示いたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することで、財務基盤の強化及び今後の成長を実現していく予定です。よって、当該資金使途は、当社の企業価値の向上を実現するためのものであり、中長期的な業績の拡大に寄与するものと考えており、本資金調達の資金使途については当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

① 本新株式

当社は、AFC-HD アムスライフサイエンスとの間で協議した結果、本新株式1株の払込金額を、本資金調達

に係る取締役会決議日の直前取引日（2026 年 2 月 5 日）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値 420 円と同額としています。本資金調達に係る取締役会決議日の直前取引日の終値を基準とした理由は、算定時に最も近い時点の市場価格であり、現時点における当社株式価値を適正に反映しているものと判断したためであります。なお、当該払込金額は、本資金調達に係る取締役会決議日の直前 1か月間の終値の平均値である 425 円(単位未満四捨五入)に対しては 1.18% (小数第 3 位を四捨五入。以下、本項目における料率について同じです。) のディスカウント、直前 3 か月間の終値の平均値である 396 円(単位未満四捨五入)に対しては 6.06% のプレミアム、直前 6 か月間の終値の平均値である 433 円(単位未満四捨五入)に対しては 3.00% のディスカウントとなります。

また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、上場会社が第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の株価に 0.9 を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本新株式の払込金額は当該指針に準拠しており、会社法第 199 条第 3 項の割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

当社取締役会による上記判断は、本新株式の発行について、AFC-HD アムスライフサイエンスの永世名誉会長を兼任する当社代表取締役会長浅山忠彦氏及び AFC-HD アムスライフサイエンスの代表取締役会長を兼任する当社取締役浅山雄彦氏が特別利害関係人に該当するため、当該取締役を除いた上で討議・検討を行い、当該取締役を除く当社取締役全員の賛成により決定いたしました。なお、当社監査等委員会からも、上記と同様の理由により、上記方法により決定される払込金額は、会社法第 199 条第 3 項の割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を得ております

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び EVO FUND との間で締結する本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を、第三者算定機関である茄子評価株式会社（住所：東京都港区麻布十番一丁目 2 番 7 号ラフィネ麻布十番 701 号室、代表者：那須川進一、以下「茄子評価」といいます。）に依頼しました。茄子評価と当社及び EVO FUND との間には、重要な利害関係はありません。

茄子評価は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び EVO FUND との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、茄子評価は、評価基準日（2026 年 2 月 5 日）の市場環境や EVO FUND の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（420 円）、予定配当率（0.00%）、無リスク金利（1.02%）、価格変動性（2.73%）、売却コスト（売却価格のディスカウント）（3.00%）、売却コスト（売却による株価の下落率）（1.50%）及び市場出来高を含みます。）を想定して評価を実施しております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、EVO FUND との間での協議を経て、本新株予約権 1 個の払込金額を当該評価額と同額の 1 円としています。その後の行使価額も、初回の修正では、2026 年 2 月 6 日における当社普通株式の普通取引の終値の 100% に相当する金額に、第 2 回目以降の修正では、修正日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値の 100% に相当する金額にそれぞれ修正されるものの、その価額は下限行使価額を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日終値の 50% に相当する金額（1 円未満切り上げ）としており、類似の新株予約権の発行例と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、EVO FUND との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員 3 名全員（うち 2 名が社外取締役）からも、本新株予約権の発行要項の内容及び当該算定機関の算定結果を踏まえ、以下の観点も考慮したうえで、本新株予約権の発行条件は、EVO FUND に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

- ・ 茄子評価は、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する専門知識・経験を有すると認められ、当社と継続した取引関係なく、EVO FUND からも独立した立場にあると考えられること
- ・ 払込金額の算定に当たり、茄子評価は公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定することから、評価額は合理的な公正価格と考えられること
- ・ 払込金額が当該評価額と同等であること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行数及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 1,986,000 株（議決権数 19,860 個）であり、2025 年 8 月 31 日時点の当社発行済株式総数（A 種優先株式に係る発行済株式総数を除きます。）4,970,314 株及び議決権数 49,359 個を分母とする希薄化率は 39.96%（議決権ベースの希薄化率は 40.24%）に相当します。

そのため、本新株式及び本新株予約権の発行により、当社普通株式に大規模な希薄化が生じることになります。また、割当議決権数が総株主の議決権数の 25% 以上となることから、本新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当いたします。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは当社の企業価値の向上を実現し、中長期的な業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

また、今般の資金調達については、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 986,000 株に対し、取引所における当社普通株式の過去 6 か月における 1 日当たり平均出来高は 112,781 株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

なお、本資金調達により、希薄化率が 25% 以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない吉川彰氏（当社社外取締役）及び西原茂樹氏（当社社外取締役）の 2 名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。同委員会は希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議し、下記「10. 企業行動規範上の手続きに関する事項」に記載のとおり、本資金調達の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① AFC-HD アムスライフサイエンス

(a) 名 称	株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンス
(b) 所 在 地	静岡県静岡市駿河区豊田 3 丁目 6 番 36 号
(c) 代表者の役職・氏名	代表取締役 深山雄彦
(d) 事 業 内 容	健康食品・化粧品の製造・販売
(e) 資 本 金	2,134,966 千円
(f) 設 立 年 月 日	1980年12月 8 日
(g) 発 行 済 株 式 総 数	14,391,199 株
(h) 決 算 期	8 月
(i) 従 業 員 数	360 名
(j) 主 要 取 引 先	深沢商会、イワキ

(k) 主要取引銀行	静岡銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行		
(l) 大株主及び持株比率	浅山 忠彦	14.81%	
	淺山 雄彦	8.39%	
	アムスライフサイエンス取引先持株会	3.01%	
	木下 圭一郎	2.86%	
	浅山 麻衣子	2.20%	
	浅山 麻里奈	2.13%	
	藤田 圭亮	0.92%	
	株式会社静岡銀行(常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	0.89%	
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 510643(常任代理人株式会社み ずほ銀行決済営業部)	0.87%	
	福地 千佳	0.68%	
上場会社と割当予定先と の間の関係			
資本関係	当社普通株式 1,837,000 株、当社A種優先株式 1,483,000 株を保有しております。		
(m) 人的関係	AFC-HD アムスライフサイエンスの取締役 1名が当社の取締役として兼務して いるほか、AFC-HD アムスライフサイエンスの永世名誉会長 1名が当社の取締 役として兼務しております。		
取引関係	AFC-HD アムスライフサイエンス社の子会社と取引基本契約を締結してお ります。		
関連当事者への該当状況	AFC-HD アムスライフサイエンスは、当社の親会社に該当します。		
(n) 最近3年間の財政状態及 び経営成績(連結)			
決算期	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
純資産(千円)	13,157,452	13,958,098	15,200,398
総資産(千円)	41,071,748	47,030,684	48,726,913
1株当たり純資産(円)	938.25	990.10	1,069.89
売上高(千円)	25,579,009	30,185,451	32,655,022
営業利益(千円)	1,636,285	1,916,188	2,409,620
経常利益(千円)	1,654,107	1,921,421	2,443,967
親会社株主に帰属する当 期純利益(千円)	1,102,563	1,252,067	1,448,545
1株当たり当期純利益 (円)	78.51	89.20	102.98
1株当たり配当金(円)	27.50	30.00	34.00

(注) AFC-HD アムスライフサイエンスの概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2025年8月31日現在におけるものです。

※割当予定先である AFC-HD アムスライフサイエンスは取引所の取引参加者であることから、取引所に対して反社会的勢力に該当しないことに関する確認書は提出しておりません。

② EVO FUND

(a) 名称	EVO FUND (エボ ファンド)
(b) 所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited

	One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(c) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組成目的	投資目的	
(e) 組成日	2006年12月	
(f) 出資の総額	払込資本金：1米ドル 純資産：約242.8百万米ドル（2025年10月31日現在）	
(g) 出資者・出資比率 ・出資者の概要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)	
(h) 代表者 役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国内代理人の概要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
(j) 上場会社と当該 ファンドとの間の関係	資本金	9億9,405万8,875円
	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) EVO FUND の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年2月5日現在におけるものです。

※当社は、EJSにより紹介されたEVO FUND並びに間接的にその持分の100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、EVO FUNDが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、EVO FUNDからは、反社会的勢力との間ににおいて一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒4丁目26番4号、代表取締役：中村勝彦）にEVO FUND並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年1月8日、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社はEVO FUND、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、EVO FUND、その役員及び主な出資者が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を取引所に提出しております。

（2）割当予定先を選定した理由

① AFC-HD アムスライフサイエンス

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載したとおり、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、検討してまいりました。

このような中、2025年12月に当社の事業環境及び財務状況の現状と課題並びに今後の事業戦略についてご理解いただいている、当社の親会社であるAFC-HD アムスライフサイエンスに、今回の第三者割当増資及び本新株予約権の発行による資金調達にあたり、当社の事業環境及び財務状況の現状と課題並びに今後の事業戦略について説明し、本新株予約権の早期行使及び他の割当先を含めた本新株予約権の行使が進まなかつた場合の融資の前向き検討など、引き続き資金支援をご理解をいただいたことから、今回、出資及び引受を打診し、その意向をいただき選定に至っております。

割当予定先の概要は上記「7.（1）割当予定先の概要」に記載のとおりであります。

② EVO FUND

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載したとおり、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2)調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、検討してまいりました。

そのような中で、2025年12月に、EJSに資金調達の相談をしたところ、同月に、EJSから本新株式及び本新株予約権による本スキームの提案を受けました。当社内において協議・比較検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、上記の本スキームのメリット・デメリットを勘案の上、EVO FUNDと協議した結果、既存株主の株式価値希薄化への配慮から、本スキームによる資金調達方法が最良の選択肢であり、同様のスキームにおいてすべての新株予約権を行使した実績を有していること等から、EVO FUNDが割当予定先として適当であるとの結論に至ったため、本新株予約権の割当予定先としてEVO FUNDを選定いたしました。

EVO FUNDは、上場株式への投資を主たる目的として2006年12月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、複数の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、上場会社の資金調達に寄与した案件が多数あります。EVO FUNDは、マイケル・ラーチ氏以外の出資者はおりません。

EVO FUNDの関連会社であるEJSが、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJSは英國領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（住所：Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands、代表取締役：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の100%子会社であります。

(注)本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEJSのあっせんを受けて、EVO FUNDに対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものであります。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

① AFC-HD アムスライフサイエンス

当社は、割当予定先であるAFC-HD アムスライフサイエンスとは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、中長期にわたり、本株式を保有する方針である旨、意向を表明していただいております。

② EVO FUND

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を、口頭にて確認しております。

また、当社とEVO FUNDは、本日付で下記の内容を含む本買取契約を締結いたします。

ア. 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中にEVO FUNDが本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。

イ. EVO FUNDは、以下のいずれかの期間又は場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

(a) 本新株予約権の行使により交付される株券及びこれと同一の銘柄の株券（以下「対象株券等」といいます。）が上場廃止となる合併、株式交換又は株式移転等（以下「合併等」といいま

- す。)が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間
- (b) 当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間
 - (c) 取引所金融商品市場において対象株券等が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間
 - (d) 本新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の終値(但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。)以上の場合

ウ. EVO FUNDは、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。譲渡が行われることとなった場合には、当社の取締役会による承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① AFC-HD アムスライフサイエンス

割当予定先である AFC-HD アムスライフサイエンスからは、本新株式の発行価額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、AFC-HD アムスライフサイエンスの 2025 年 8 月期有価証券報告書(2025 年 11 月 26 日提出)に含まれる貸借対照表から、AFC-HD アムスライフサイエンスにおける十分な現金・預金(4,376 百万円)の存在を確認したこと、2026 年 1 月末時点の同社の銀行普通預金口座の残高を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障がないと判断しております。

② EVO FUND

割当予定先である EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカー及びその他金融機関の 2026 年 1 月 31 日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産等の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、EVO FUND は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、EVO FUND は本新株予約権の行使にあたっても十分な資金を有していると判断しております。

また、EVO FUND は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上記のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を EVO FUND の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては十分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社株主であり、かつ当社の親会社である AFC-HD アムスライフサイエンスは、その保有する当社普通株式の一部について、本新株予約権の円滑な行使のため、EVO FUND への貸株を行う予定です(契約期間:2026 年 2 月 6 日~2026 年 9 月 1 日、貸借株数(上限):200,000 株、貸借料:年率 0%、担保なし)。EVO FUND へ株券貸借を行うことにより、株券貸借がない場合と比べて本新株予約権の行使に伴う決済リスクを軽減できるため、結果としてより多くの新株予約権の行使が期待できます。なお、貸借した株式については決算半期末及び年度末の基準日並びに臨時株主総会の基準日に一時返却いたします。また、上記「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置」のとおり、AFC-

HD アムスライフサイエンスは本新株式を中長期にわたり保有する方針である旨の意向を表明しているところ、当該貸株を行うことによっても当該方針に影響はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2025年8月31日現在）		募集後	
株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンス	37.22%	株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンス	40.99%
淺山 忠彦	13.14%	淺山忠彦	9.37%
京浜急行電鉄株式会社	9.39%	京浜急行電鉄株式会社	0.00%
松井証券株式会社	6.23%	松井証券株式会社	4.45%
さいか屋取引先持株会	4.22%	さいか屋取引先持株会	3.01%
株式会社横浜銀行（常任代理人 株式会社日本カストディ銀行）	2.71%	株式会社横浜銀行（常任代理人 株式会社日本カストディ銀行）	1.93%
山田 祥美	1.61%	山田祥美	1.15%
株式会社デザインアートセンター	0.76%	株式会社デザインアートセンター	0.54%
寺岡 聖剛	0.68%	寺岡聖剛	0.49%
株式会社 SBI ネオトレード証券	0.50%	株式会社 SBI ネオトレード証券	0.36%

- (注) 1. 募集前の「大株主」及び「持株比率」は、2025年8月31日現在の当社の普通株式に係る株主名簿に基づき記載しております。
2. 募集後の「大株主」及び「持株比率」は、(注) 1. に記載の内容に、本新株式の発行により増加する株式数（1,000,000株、議決権数 10,000 個）及び本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数（986,000株、議決権数 9,860 個）を加算して作成しております。
3. 割当予定先のうち、EVO FUND の本新株予約権の保有目的は投資目的のことであり、EVO FUND は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、EVO FUND による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、募集後の「大株主及び持株比率」において EVO FUND による保有分の記載はしておりません。
4. 「持株比率」は、発行済株式（自己株式、A種優先株式及び単元未満株式を除きます。）の総数に対する割合を小数点第3位を四捨五入しております。
5. 京浜急行電鉄株式会社の割当後の所有株式数について、2025年9月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、同社が 2025 年 9 月 4 日付でその保有する当社普通株式 463,420 株の全部を処分したことを確認しております。
6. AFC-HD アムスライフサイエンスは、A種優先株式 1,483,000 株を保有しております。A種優先株式は議決権のない種類株式であります。

9. 今後の見通し

本資金調達により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途ごとに支出金額・時期を決めていく方針であります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当により、希薄化率が 25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。また、下記「11. 支配株主との取引等に関する事項」の「(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本第三者割当は支配株主との取引等に該当することから、取引所の定める

有価証券上場規程第441条の2に従い、当該支配株主との間で利害関係を有しない者による、本第三者割当が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手も必要と考えております。当社は、本第三者割当による資金調達について、新株式及び新株予約権の発行を組み合わせたものであり、最大発行株式数が固定されており、迅速に純資産を充実させ安定した財務基盤を確保しつつ、今後の事業成長のために必要な投資機会に対応できる機動的な本スキームによる資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

このため、上記「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する本第三者委員会を設置し、①本第三者割当の必要性に関する事項、②本第三者割当の相当性に関する事項、③本第三者割当の手続の公正性に関する事項及び④本第三者割当の決定が少数株主にとって不利益でないことに関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年2月6日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

（本第三者委員会の意見の概要）

第1 本委員会の意見

- ① 本第三者割当には必要性が認められる。
- ② 本第三者割当には相当性が認められる。
- ③ 本第三者割当においては、公正な手続を通じた発行会社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。
- ④ 上記①乃至③を前提にすると、本第三者割当の決定は株式会社さいかい屋（以下「発行会社」という。）の少数株主にとって不利益ではない。

第2 本第三者割当の必要性について

1. 本第三者割当の必要性について

（1）発行会社による説明

発行会社によれば、本第三者割当の必要性を基礎づける事情は概要以下のとおりである。

ア 発行会社の経営環境及び資金使途の概要

発行会社は、現在、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準（流通株式時価総額）に適合していない状態にあり、2026年8月31日までの改善期間中に同基準への適合を確認できなかった場合、発行会社株式は上場廃止となる可能性がある。

発行会社はこれまで、上場維持基準への適合に向け「常態的な黒字化の実現における企業価値の向上」を目指し、よりお客様の利便性を高めるべく、2023年6月に藤沢店へのヤマダデンキの誘致を皮切りに、2024年3月に横須賀店にヨークフーズ、同年10月に藤沢店にライフをオープンさせ、自社ビルフロアを活用したテナント展開を行ってきた。

これらの取り組みにより、神奈川県湘南地区を拠点とする発行会社は、JR藤沢駅、京急本線横須賀中央駅のそれぞれ駅前に自社店舗ビルを構える創業153年の老舗百貨店として、2023年8月期に9期ぶりの黒字転換を果たした後3期連続の黒字を達成するなど、当初計画から遅れはあるものの、発行会社の経営環境は改善傾向にあることから、引き続き上場維持基準の適合に向け「常態的な黒字化の実現における企業価値の向上」を目指すとともに、今後さらに地域のお客様に愛される店舗作りを行っていきたいと考えている。

これらの取り組みは発行会社の収支基盤の安定に一定の効果を得るに至っているが、今後さらなる成長を目指すべく、横須賀店に今春、アミューズメント施設「ラウンドワン」をオープンすることを予定している。発行会社にとって、三浦半島地域では初めての出店であり、若者から人気の施設を誘致することで「幅広い世代が楽しめるよう、地元百貨店としての役割を果たしていきたい」と考えている。

さらに藤沢店 1 階にも地域生活に欠かせないドラッグストアの誘致を、また、2024 年 11 月に取得した藤沢店 8 階のレストラン街にも店舗の核となる飲食店の誘致をそれぞれ計画している。他方、2015 年 5 月に閉店した川崎店は、現在サテライト店舗として営業を続けているが、いまだ地域でのブランド力は残っており、それを活用すべく店舗の拡大を計画している。

地域のお客様に愛される店舗運営を行っていくことを通じて今後さらに発行会社の企業価値を高めていくことを考えているが、このような施策・計画を着実に遂行するための資金を確保するべく、本資金調達を行うこととした。

また、EVO FUND への本新株予約権の割当てについて、全部コミットの形式により実施することにより、本新株予約権の行使に伴う資金調達と、発行会社の流通株式数を増加させることが高い蓋然性をもって見込まれる。発行会社は、本第三者割当により調達した資金を有効に活用することにより、企業価値を向上させ、2026 年 8 月 31 日までの改善期間中に上場維持基準（流通株式時価総額）を充足することを目指している。

イ 調達する資金の具体的な使途

本第三者割当による調達資金の具体的な使途、金額、及び支出予定期は、以下のとおりである。

具体的な使途	金額（百万円）			支出予定期
	本新株式	本新株予約権	合計	
①新しいテナント誘致に必要な資金調達	320	47	367	2026 年 2 月～2026 年 5 月
②店舗の核となる飲食店展開に必要な資金調達	—	153	153	2027 年 2 月～2027 年 8 月
③川崎地区復活の店舗戦略に必要な資金調達	—	94	94	2027 年 1 月～2027 年 4 月
④LED 設置（法対応）	100	114	214	2026 年 12 月～2027 年 2 月
合計	420	408	828	—

① 新しいテナント誘致に必要な資金調達

今春、大型テナント誘致の最後となるラウンドワンのオープンで横須賀店の空き区画はすべて埋まることとなり、発行会社の収益基盤が整うこととなる。その区画整備費用として、調達資金のうち 275,500 千円を設備資金に充当する予定である。

また、藤沢店 1 階の空き区画についてドラッグストア誘致に向け交渉を行っており、調達資金のうち 53,930 千円をその店舗改装資金に充当する予定である。同じく藤沢店 8 階のレストラン街の 1 区画に、現在近隣ビル建て替えに伴い移転を予定しているテナントの誘致を予定しており、調達資金のうち 37,900 千円を改装資金として充当する予定である。

② 店舗の核となる飲食店展開に必要な資金調達

2024 年 11 月 1 日付開示「固定資産の取得に関するお知らせ」において公表したとおり、発行会社藤沢店 8 階のレストラン街の一部を取得したが、そのうち既存設備スペックの低さからリーシングに難航し、空き区画となっている約 40 坪において、調達資金のうち 26,950 千円を使って新店舗（飲食店）を誘致する予定である。

また、横須賀店本館の 2 階約 55 坪の区画を、本館の回遊、滞在率向上のために、カフェ等軽飲食店舗の FC 運営にて導入する予定であり、これに調達資金のうち 91,000 千円を、同

じく横須賀店南館の赤字店舗のリニューアル資金として、調達資金のうち 34,980 千円をそれぞれ充当する予定である。

③ 川崎地区復活の店舗戦略に必要な資金調達

2015 年 5 月に閉店した川崎店は現在サテライト店舗として営業を続けているが、いまだ地域でのブランド力は残っており、それを活用すべく JR 川崎駅前に店舗の拡大を計画、調達資金のうち 93,712 千円を充当する予定である。

④ LED 設置（法対応）

横須賀店において LED 化対応が必要となっており、調達資金のうち 213,540 千円を充当する予定である。

(2) 検討及び小括

以上の説明を踏まえると、発行会社においては、現在、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準（流通株式時価総額）に適合していない状態にあり、2026 年 8 月 31 日までの改善期間中に同基準への適合を確認できなかった場合、発行会社株式は上場廃止となる可能性がある一方、「常態的な黒字化の実現における企業価値の向上」を目指すとともに、今後さらに発行会社の企業価値を高めていくための上記施策・計画を着実に遂行するための資金を確保するべく、本第三者割当を行うことが必要不可欠であると考えられ、必要性に関する発行会社の説明に不合理な点は認められない。

よって、以上のとおり、本第三者割当には必要性が認められる。

2. 本第三者割当の相当性について

(1) 他の資金調達手段との比較及びスキームの合理性について

本第三者割当以外の資金調達の手法及び本第三者割当のスキームの検討についての発行会社による説明は、概要以下のとおりである。

ア 本第三者割当のメリット

- ① 本新株式の発行により、発行会社は本新株式の払込期日において、当座必要な手元資金の確保が可能となる。
- ② 本新株式及び本新株予約権の発行を一度に行うこと、それぞれ個別に複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、調達に係るコストを削減する事が可能となる。
- ③ 本新株予約権の行使価額は、割当日の 1 取引日後に初回の修正がなされ、以後 1 取引日が経過する毎に修正が行われる。行使価額の修正が行われる場合、初回の修正では、行使価額は、2026 年 2 月 6 日において取引所が発表する発行会社普通株式の普通取引の終値の 100% に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額（210 円。以下同じ。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。第 2 回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する発行会社普通株式の普通取引の終値（終値が存在しない場合、その直前取引日の終値）の 100% に相当する金額に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、発行会社の普通株式の普通取引の終値からディスクレーフトされることが一般的であるが、本新株予約権においては、ディスクレーフトが行われない設計となっている。ディスクレーフトがなされない設計により、市場株価から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、本新株予約権は、市場株価への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にできる限り配慮された設計となっている。また、本新株予約権においては、上記のとお

りディスカウントがなされないことから、ディスカウントがある場合よりも行使により調達できる額が大きくなることが期待される。

- ④ 本新株予約権の目的である発行会社普通株式数は986,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されている。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはない。
- ⑤ 本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額される。
- ⑥ 本新株予約権に加えて本新株式を発行することにより、発行会社は払込期日において、即時の資金調達が可能となる。
- ⑦ 本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることではなく、発行会社株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、さらなる株価低迷を招き得る発行会社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっている。
- ⑧ EVO FUNDとの間で締結する本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」という。）において、本新株予約権の譲渡に関し発行会社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定である。そのため、発行会社の事前承認がない限り、EVO FUNDから第三者へは譲渡されない。
- ⑨ 本新株予約権（対象となる普通株式数986,000株）は、コミット期間延長事由又はコミット条項の消滅事由が発生しない場合、2026年7月24日までに全部コミットされる。かかるコミットにより、本新株予約権の行使の蓋然性は高く、確実性の高い資金調達が期待できる。
- ⑩ 将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、発行会社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めて割当予定先に対し通知することにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能である。取得額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は発生しない。

イ 本第三者割当のデメリット

- ① 新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされる。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではない。
- ② 本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日の直前取引日の株価を下回り推移する状況では、当初の行使価額に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性がある。また、本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価水準によっては本新株予約権の行使がなされない可能性がある。なお、行使価額は下限行使価額を下回ることはない。
- ③ EVO FUNDの発行会社普通株式に対する保有方針は純投資目的であることから、EVO FUNDが本新株予約権行使して取得した株式を市場で売却する可能性がある。かかる発行会社普通株式の売却により発行会社株価が下落する可能性がある。
- ④ 第三者割当方式という発行会社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できない。
- ⑤ 本新株式の発行による新規発行株式数1,000,000株（議決権数10,000個）に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数986,000株（議決権数9,860個）を合算した総数は1,986,000株（議決権数19,860個）であり、2025年8月31日時点の発行会社発行済株式総数（A種優先株式に係る発行済株式総数を除く。）4,970,314株及び議決権数49,359個を分母とする希薄化率は39.96%（議決権ベースの希薄化率は40.24%）に相当する。

そのため、本株式の発行並びに本新株予約権の発行及び行使により、発行会社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになる。

ウ 他の資金調達方法との比較

(ア) 公募増資による新株式の発行

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性や市況によって調達金額に限界があり、必要額の調達が不透明であると考えられる。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかもその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットが大きいと考えられる。加えて、現時点での発行会社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、発行会社普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられる。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断した。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、発行会社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難である。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断した。

(イ) CB

CBは発行時点で必要額全額を確実に調達できるというメリットがあるが、発行後に転換が進まない場合には、発行会社の負債額を全体として増加させることとなり発行会社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるところ現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断した。また、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられる。かかるデメリットを考慮した結果、発行会社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると想え、MSCBも今回の資金調達方法として適當でないと判断した。

(ウ) 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがあるが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適當でないと判断した。他方で、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると発行会社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法として適當でないと判断した。

(エ) 借入れ・社債・劣後債による資金調達

借入れ、社債又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断した。

エ 検討及び小括

本第三者割当以外の資金調達の手法の検討についての発行会社の検討内容には、いずれも不合理な点は認められない。「常態的な黒字化の実現における企業価値の向上」を目指すとともに、今後さらに発行会社の企業価値を高めていくための上記「1. 本第三者割当の必要性について (1) 発行会社による説明 ア 発行会社の経営環境及び資金使途の概要」に記載の各種施策・計画を着実に遂行するという資金調達目的との関係では、資金調達方法として、確実性及び機動性を有していることが必要であり、発行会社はこのような観点から複数の資金調達方法と本第三者割当を比較し、多角的かつ合理的に検討した上で、最適な方法として本第三者割当を選択している。

よって、本資金調達について、本第三者割当の方法によることには相当性が認められる。

(2) 発行条件の相当性について

ア 本新株式

(ア) 概要

第三者割当により発行される発行会社普通株式の発行価額（以下「本発行価額（本新株式）」という。）は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（2026年2月5日）における東京証券取引所での終値を勘案し、AFC-HD アムスライフサイエンスとの協議の結果、1株につき420円とした。

(イ) 検討及び小括

本発行価額（本新株式）を本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（2026年2月5日）の終値とすることについては、直近の株価が現時点における発行会社の客観的企業価値を適正に反映していると考えられるため、不合理ではないと考えられる。

さらに、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前における売買がない場合には、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること。但し、直近日又は直近日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされており、当該指針は、従前の裁判例においても主要な判断基準として取り扱われている。本発行価額（本新株式）は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、発行会社は、特に有利な発行価額には該当しないと判断している。

また、発行会社の監査等委員会（うち2名が会社法上の社外取締役）から、本新株式の払込金額は、発行会社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、直近の株価が現時点における発行会社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で、取締役会決議の直前営業日における終値と同額で決定されていること等を考慮すると、特に有利な払込金額には該当しないとの判断をしたことについて合理的である旨の意見を得ることとなっている。

以上より、本発行価額（本新株式）は、発行条件として相当であると認められる。

イ 本新株予約権

(ア) 概要

第三者割当により発行される本新株予約権の発行価額（以下「本発行価額（本新株予約権）」という。）は、発行会社及びEVO FUNDとの間に重要な利害関係がない第三者算定機関である茄子評価株式会社（以下「茄子評価」という。）が本新株予約権の発行要項及びEVO FUNDとの間で締結する本買取契約に定められた諸条件を基に算定した評価額を参考に、EVO FUNDとの協議の結果、1株につき1円とした。

(イ) 検討及び小括

茄子評価は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及びEVO FUNDとの間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施している。また、茄子評価は、評価基準日（2026年2月5日）の市場環境やEVO FUNDの権利行使行動等を考慮した一定の前提（発行会社の株価（420円）、予定配当率（0.00%）、無リスク金利（1.02%）、価格変動性（2.73%）、売却コスト（売却価格のディスカウント）（3.00%）、売却コスト（売却による株価の下落率）（1.50%）及び市場出来高を含みます。）を想定して評価を実施している。

発行会社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、EVO FUNDとの間での協議を経て、本新株予約権1個の払込金額を当該評価額と同額の1円としている。その後の行使価額も、修正日の直前取引日における発行会社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額を下回ることはない。なお、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日終値の50%に相当する金額（1円未満切り上げ）としており、類似の新株予約権の発行例と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えている。

発行会社は、本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、EVO FUNDとの間での協議を経て決定されているため、発行会社は、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断した。

また、発行会社の監査等委員3名全員（うち2名が社外監査役）からも、本新株予約権の発行要項の内容及び当該算定機関の算定結果を踏まえ、以下の観点も考慮したうえで、本新株予約権の発行条件は、EVO FUNDに特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ることとなっている。

- ・ 茄子評価は、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する専門知識・経験を有すると認められ、発行会社と継続した取引関係なく、EVO FUNDからも独立した立場にあると考えられること
- ・ 払込金額の算定に当たり、茄子評価は公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、発行会社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、評価額は合理的な公正価格と考えられること
- ・ 払込金額が当該評価額と同等であること

以上の茄子評価による本新株予約権の発行価額の算定手法の選択に不合理な点は見当たらず、算定手法の選択において特に不合理な点はないと見受けられる。また、算定に使用した情報や算定における前提条件についても、特に不合理な点は見当たらない。

以上より、本発行価額（本新株予約権）は、発行条件として相当であると認められる。

(3) 発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模について

ア 概要

本新株式の発行数及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は1,986,000株（議決権数19,860個）であり、2025年8月31日時点の発行会社発行済株式総数（A種優先株式に係る発行済株式総数を除く。）4,970,314株及び議決権数49,359個を分母とする希薄化率は39.96%（議決権ベースの希薄化率は40.24%）に相当する。

そのため、本新株式及び本新株予約権の発行により、発行会社普通株式に大規模な希薄化が生じることになる。また、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、本新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当する。

しかしながら、発行会社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「1.本第三者割当の必要性について（1）発行会社による説明 イ 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは発行会社の企業価値の向上を実現し、中長期的な業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から発行会社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えている。

また、今般の資金調達については、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数986,000株に対し、取引所における発行会社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は112,781株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有している。したがって、本新株予約権による資金調達に係る発行会社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断している。

イ 検討及び小括

本第三者割当により議決権ベースで40.24%という大幅な既存株式に対する希薄化が生じるものではあるが、本第三者割当には必要性が認められることは上述のとおりであるうえ、AFC-HDアムスライフサイエンスより、中長期にわたり本株式を保有する方針である旨を確認できていることからすると、本新株式が短期間で株式市場に流入することは考えにくく、また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数986,000株に対し、取引所における発行会社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は112,781株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有している。したがって、本新株予約権による資金調達に係る発行会社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、ひいては株式市場への極端かつ不当な影響が生じることは想定されていないと認めることができるから、既存株主に与える希薄化による影響は緩和され得るものと合理的に考えられる。

よって、発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模については相当であると認められる。

(4) 割当先の選定理由について

ア 概要

（ア） 株式会社 AFC-HD アムスライフサイエンス

発行会社は、上記「1. 本第三者割当の必要性について (1) 発行会社による説明 イ 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について検討してきた。

このような中、2025年12月に発行会社の事業環境及び財務状況の現状と課題並びに今後の事業戦略についてご理解いただいている、発行会社の親会社である株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスに、今回の第三者割当増資及び本新株予約権の発行による資金調達にあたり、発行会社の事業環境及び財務状況の現状と課題並びに今後の事業戦略について説明し、本新株予約権の早期行使及び他の割当先を含めた本新株予約権の行使が進まなかった場合の融資の前向き検討など、引き続き資金支援にご理解をいただいたことから、今回、出資及び引受を打診し、その意向をいただき選定に至った。

(イ) EVO FUND

発行会社は、「1. 本第三者割当の必要性について (1) 発行会社による説明 イ 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について検討してきた。

そのような中で、2025年12月に、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（以下「EJS」という。）に資金調達の相談をしたところ、同月に、EJS から本新株式及び本新株予約権による本スキームの提案を受けた。発行会社内において協議・比較検討した結果、本スキームが、発行会社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずには資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断した。また、上記の本スキームのメリット・デメリットを勘案の上、EVO FUND と協議した結果、既存株主の株式価値希薄化への配慮から、本スキームによる資金調達方法が最良の選択肢であり、同様のスキームにおいてすべての新株予約権を行使した実績を有していること等から、EVO FUND が割当予定先として適切であるとの結論に至ったため、本新株予約権の割当予定先として EVO FUND を選定した。

イ 検討

AFC-HD アムスライフサイエンス及び EVO FUND を割当予定先とした理由等に係る発行会社による以上の説明には、いずれも不合理な点は認められない。

そして、その他により適切な割当予定先候補も不見当であることからすると、AFC-HD アムスライフサイエンス及び EVO FUND は本第三者割当の割当予定先として相当であると認められる。

(5) 小括

以上のとおり、本第三者割当には相当性が認められる。

3. 本第三者割当における手続の公正性（発行会社の少数株主の利益への十分な配慮の有無）

(1) 独立した第三者委員会の設置

発行会社は、本第三者割当の検討に当たり、発行会社の意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、公正性担保措置の一環として本委員会を設置している。以下に述べるとおり、本委員会は、独立性を有し、かつ、第三者委員会としての実効性を高めるための実務上の措置が採られた上で、企業価値の向上及び少数株主の利益を図る立場から、本第三者割当の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行ったものである。

ア 委員構成・独立性

第三者委員会の委員となる者には、特に支配株主からの独立性が必要となる。この点、本委員会は、AFC-HD アムスライフサイエンスと利害関係を有さず、東京証券取引所に独

立役員として届け出ている発行会社の社外取締役 2 名から構成されている。また、委員の報酬として、本第三者割当の公表や成立等を条件とする成功報酬は存在しない。以上に照らせば、本委員会における各委員の独立性を疑うべき事情は認められない。

イ 外部専門家の独立性の確認

本委員会は、発行会社が選任したリーガル・アドバイザー（TMI 総合法律事務所）につき、ヒアリング等を通じて、いずれも独立性に問題がないことを確認した。

その上で、本委員会としても、TMI 総合法律事務所から、本第三者割当の手続面における公正性を担保するための措置並びに本第三者割当に係る発行会社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する法的助言を受けた。

(2) 発行会社における外部専門家の独立した専門的助言等の取得

発行会社は、本第三者割当の公正性を担保する観点から、発行会社及び AFC-HD アムスライフサイエンスから独立したリーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を選任し、本第三者割当の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けている。

(3) 本第三者割当の条件に係る交渉過程

本委員会は、発行会社と AFC-HD アムスライフサイエンスとの間における本第三者割当に係る諸条件について確認しており、当該諸条件に関して、発行会社の少数株主の利益に配慮する観点から特段不合理な点は見当たらない。

なお、本第三者割当は、発行会社の支配株主である AFC-HD アムスライフサイエンスを引受人とする本新株式の発行である点に発行会社の支配株主と少数株主の利益相反の契機が存在するが、本発行価額（本新株式）は本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（2026 年 2 月 5 日）の終値と同額とされており、AFC-HD アムスライフサイエンスとの間の交渉については、独立当事者間の交渉と同視できる状況が認められる。

(4) 特別な利害関係を有する者の不関与

ア 取締役会における審議及び決議の方法

発行会社の取締役のうち、浅山雄彦氏は発行会社の親会社である AFC-HD アムスライフサイエンスの取締役を兼務しており、浅山忠彦氏は、AFC-HD アムスライフサイエンスの永世名誉会長に就任している。

この点、発行会社は、リーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所の助言も踏まえ、利益相反の疑義を回避する観点から、2026 年 2 月 6 日に決議予定の本第三者割当に関する議案については、発行会社の取締役 9 名のうち、上記 2 名を除く 7 名の取締役において決議を行うことを予定している。

かかる審議・決議の方法には合理性があると考えられる。

イ 取締役会における審議及び決議の方法

発行会社によれば、発行会社取締役のうち、浅山雄彦氏及び浅山忠彦氏は、利益相反の疑義を回避する観点から、発行会社の立場において本第三者割当の条件に係る協議及び交渉に参加していないとのことである。

その他、本第三者割当に係る協議、検討及び交渉の過程で、本第三者割当に特別な利害関係を有する者が発行会社側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。

(5) 少数株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

本第三者割当に係るプレスリリース及び有価証券届出書においては、法令や東京証券取引所の適時開示規制に沿った開示が予定されているほか、①第三者委員会に関する情報（委員の独立性・属性等の適格性に関する情報、本委員会における検討経緯に関する情報、意見書の内容に関する情報等）、②本第三者割当の条件の内容に関する情報、③その他本第三者割当の目的等に関する情報について、それぞれ一定の開示が予定されており、少数株主による取

引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

(6) 小括

以上を総合的に考慮すると、本第三者割当においては、公正な手続を通じた発行会社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

4. 本第三者割当の決定が少数株主にとって不利益でないこと

上記1. 乃至3. で述べたとおり、(i) 本第三者割当には必要性が認められ、(ii) 本第三者割当には相当性が認められ、(iii) 本第三者割当においては、公正な手続を通じた発行会社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。加えて、上記「1. 本第三者割当の必要性について (1) 発行会社による説明 ア 発行会社の経営環境及び資金使途の概要」に記載のとおり、発行会社株式は東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準（流通株式時価総額）に適合していない状態にある一方、「常態的な黒字化の実現における企業価値の向上」を目指すとともに、今後さらに発行会社の企業価値を高めていくための上記施策・計画を着実に遂行するための資金を確保するべく、本第三者割当を行うことが必要不可欠である。

以上を総合的に考慮すると、本第三者割当は、発行会社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、かかる判断に抵触する特段の事情も認められない。

上記意見書を参考に討議・検討した結果、当社は、2026年2月6日付の取締役会において、本第三者割当を行うことを決議いたしました。

11. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本第三者割当は、当社親会社の AFC-HD アムスライフサイエンスを割当対象としておりますので、支配株主との取引等に該当いたします。

当社は、2025年11月26日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、「当社は、支配株主との間で取引が発生する場合には、取引の合理性と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性について、その決定が恣意的に行なわれることがないよう、取締役会において審議する方針とし取引の公平性、妥当性を確保することで、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主の保護に努めてまいります。」と定めております。本第三者割当は、以下に記載する対応を行っており、少数株主の保護の方策に関する指針と適合しております。

(2) 公正性を担保する措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本第三者割当の公正性を担保するための措置として、下記「(3) 当該取引等が少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、当社及びAFC-HD アムスライフサイエンスから独立した本第三者委員会の答申書を取得しております。

また、本第三者割当に係る取締役会決議に際し、当社取締役のうち、支配株主である AFC-HD アムスライフサイエンスの取締役を兼務している浅山雄彦氏及び AFC-HD アムスライフサイエンスの永世名誉会長である浅山忠彦氏は決議に参加しないことで、利益相反を回避するための措置を探っております。

(3) 当該取引等が少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要

当社は、本第三者割当が支配株主との取引等に該当することから、支配株主と利害関係のない、経営者から一定程度独立した者によって構成される本第三者委員会に対し、①本第三者割当の必要性に関する事項、②本第三者割当の相当性に関する事項、③本第三者割当の手続の公正性に関する事項及び④本第三者割当の決定が少数株主にとって不利益でないことについて諮問し、本第三者委員会から、2025年2月6日付で、本第三者割当には必要性・相当性があり、また、本第三者割当の手續は公正であることなどを踏まえると、本第三者割

当の決定は少数株主に不利益なものでない旨の意見書を入手しております。当該意見書の概要は上記「10. 企業行動規範上の手続きに関する事項」のとおりであります。

12. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
売上高（千円）	5,204,675	4,950,143	4,632,926
営業利益（千円）	144,149	110,544	114,771
経常利益（千円）	132,340	100,422	135,602
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	9,743	72,701	110,255
1株当たり当期純利益（円）	1.97	14.67	22.26
1株当たり配当額（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（△）（円）	△33.34	△25.10	10.19

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年2月6日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	6,453,350株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	0株	0%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%

(注) 発行済株式数の内訳は、普通株式4,970,314株、A種優先株式1,483,036株となります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
始 値	282円	374円	620円
高 値	407円	640円	666円
安 値	280円	324円	333円
終 値	368円	598円	476円

② 最近6か月間の状況

	2025年9月	10月	11月	12月	2026年1月	2月
始 値	480円	520円	385円	381円	391円	456円
高 値	655円	557円	413円	382円	475円	459円
安 値	470円	379円	371円	364円	389円	414円
終 値	527円	384円	381円	380円	457円	420円

(注) 2026年2月の状況につきましては、2026年2月5日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

2026年2月5日	
始 値	427 円
高 値	428 円
安 値	415 円
終 値	420 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

株式会社さいか屋

第1回新株予約権発行要項

1.	新株予約権の名称	株式会社さいか屋第1回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2.	本新株予約権の払込金額の総額	金 9,860 円 (本新株予約権 1 個当たり 1 円)
3.	申込期日	2026 年 2 月 24 日
4.	割当日及び払込期日	2026 年 2 月 24 日
5.	募集の方法	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6.	新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法	<p>(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 986,000 株 (本新株予約権 1 個当たり 100 株 (以下、「割当株式数」という。)) とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。</p>
7.	本新株予約権の総数	9,860 個
8.	各本新株予約権の払込金額	金 1 円
9.	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法	<p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額 (以下に定義する。) に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付 (当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。) する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額 (以下「行使価額」という。) は、当初 420 円とする。</p>
10.	行使価額の修正	<p>(1) 行使価額は、割当日の 1 取引日 (株式会社東京証券取引所 (以下、「取引所」という。) において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。) 後に初回の修正がなされ、以後 1 取引日が経過する毎に修正が行われる (以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。本号に基づく修正が行われる場合、初回の修正では、行使価額は、2026 年 2 月 6 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100% に相当する金額 (但し、当該金額が下限行使価額 (以下に定義する。) を下回る場合、下限行使価額とする。) に修正される。第 2 回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値 (終値が存在しない場合、その直前取引日の終値) の 100% に相当する金額 (但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。) に修正される。</p> <p>(2) 本項第(1)号にかかわらず、①当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日 (当日を含</p>

む。) から当該株主確定日等 (当日を含む。) までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間 (以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。) 及び②当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の 2 取引日後 (当日を含む。) の日とし、当該日以降、1 取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。

(3) 下限行使価額は、当初 210 円とする。下限行使価額は第 11 項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下、「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{c} \text{既発行} & \text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} \\ \text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{\text{普通株式数}}{\text{時価}} \\ \hline \text{行使価額} & \text{既発行普通株式数 + 交付普通株式数} \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合 (但し、株式無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日 (募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。) の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主 (普通株主を除く。) に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合 (株式無償割当の場合を含む。) 又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合 (新株予約権無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日 (新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日) の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若

しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{(調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- (3) 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

1 2. 本新株予約権の行使期間

2026 年 2 月 25 日から 2026 年 8 月 25 日までとする。

1 3. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

1 4. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の 11 取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の 16 時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 第 12 項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

1 5. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

1 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

1 7. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使

請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。) が前号に定める口座に入金された日に発生する。

1 8. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

1 9. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

2 0. 払込取扱場所

横浜銀行 川崎支店 普通預金 0081592

口座名義：株式会社さいか屋

2 1. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。

2 2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

2 3. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

2 4. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。